

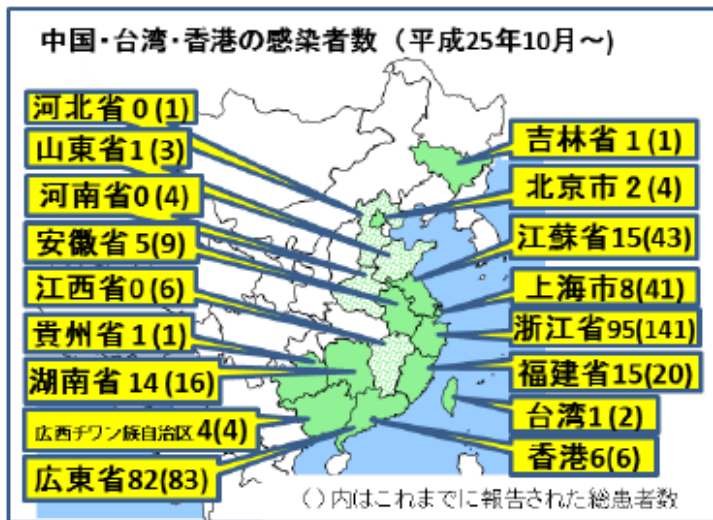
鳥インフルエンザ A (H7N9) について

1 発生状況

平成 25 年 3 月 31 日、中国政府が新たな鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルスのヒト感染 3 例を公表。これまで、感染確定患者 384 名、うち死亡者 118 名が報告された。発生地域は中国・台湾・香港・マレーシア（輸入症例）。平成 25 年 5 月まで（第 1 波）に多く発生し、その後減少したが、10 月以降（第 2 波）、確定患者 249 名の報告がある。

○主な特徴

- ・感染源は未確定だが、生きた家禽類等との接触による可能性が最も高い。
- ・持続的なヒトーヒト感染は認められていない。



※内閣官房新型インフルエンザ等対策室公表資料による

2 国による主な対応

(1) 法的整備

感染症法に基づく指定感染症、検疫法に基づく検疫感染症に指定
(H5N1 と同レベルの対応が可能)

(2) 検疫

検疫所の検査体制の整備、検疫所での注意喚起（ポスターや健康カード等）

(3) 国内監視体制

自治体（地方衛生研究所）の検査体制の整備

(4) 情報収集・発信

WHO や専門家ネットワーク等を活用した情報収集・分析
国立感染症研究所リスクアセスメントの発信

(5) ワクチン

ウイルス株の入手・分析を実施、非臨床（動物）での試験を実施予定

3 本県における主な対応

(1) 庁内体制

- ・ 庁内連絡会議の開催
危機管理担当者に対して情報提供
- ・ ウイルス検査
国との連携により、検査体制の整備

(2) 市町村への情報提供

- ・ 厚生労働省通知及び県の対応を周知
- ・ 各種会議にて情報提供

(3) 医療機関に対する患者情報提供の依頼

- ・ 厚生労働省通知を受け、県医師会（医療機関への周知を含む）、感染症指定医療機関、保健福祉事務所に通知

(4) 中国等への渡航者に対する情報提供

- ・ パスポート窓口に掲示
- ・ 県内旅行者団体に依頼

(5) 中国等で事業を展開している県内企業に対する情報提供

- ・ 県内4経済団体に情報提供

(6) 県民への情報提供

- ・ 長野県公式ウェブサイトへの掲載